

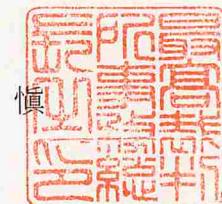
最高裁秘書第1880号

令和3年6月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

安心して修習に専念するための環境整備を更に進め、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議（平成30年5月25日の日弁連定期総会の決議）に関して最高裁判所が作成し、又は取得した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和2年11月17日付け（同月18日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第1号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）